

別記第1-1号様式（第2-1関係）

番 号  
年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長） 様）

（事業実施主体名） 印

〇〇年度北海道サポート体制構築事業実施計画の承認（変更）申請について

北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月9日付け技普第427号農政部長通知）第7-1に基づき、実施計画の承認（変更）を申請します。

添付資料：別記第1-2号様式 〇〇年度北海道サポート体制構築事業実施計画書

- 注1 関係書類として、別記第1-2号様式の事業実施計画（変更計画）及び添付様式を添付すること。
- 注2 事業実施計画を変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載し、変更後を下段に記載すること。

別記第1-2号様式（第2-1関係及び第18-1関係）

〇〇年度北海道サポート体制構築事業実施計画（実績報告）書

番 号  
年 月 日

北海道知事 様

（事業実施主体名）  
（代表者名）

北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月9日付け技普第427号）第2の1※(1)の規定に基づき承認を受けたいので※(2)、別添のとおり申請※(3)します。

※(1) 下線部(1)は、実績報告の場合は、「第23の1」とする。

※(2) (2)は、実績報告の場合は不要。

※(3) (3)は、実績報告の際には「報告」とする。

## 事業実施主体

都道府県	北海道		
対象地域 (市町村名)			
事業実施主体名			
代表者	フリガナ 氏所属部署 職所属先住所等 〒・住所 TEL FAX メールアドレス	〒	
事務局 連絡先	フリガナ 氏所属部署 職所属先住所等 〒・住所 TEL FAX メールアドレス	〒	
会計担当者	フリガナ 氏所属部署 職所属先住所等 〒・住所 TEL FAX メールアドレス	〒	

## 事業実施体制

### 1 事業実施体制（フロー図を含む）

※ 他組織と連携して事業を実施する場合は、連携内容を具体的に記載する。

### 2 添付資料

- (1) 別紙様式第1号 サポート体制計画若しくは地域サポート計画  
(地域サポート計画が、ポータルサイト「農業をはじめ.jp」に登録されている場合は、URLを記入し添付は不要)
- (2) 別紙様式第3号ー①、②、③、④、⑤ サポート体制構築事業ポイント表

# 地 域 の 概 況

## 1 地域農業の概況

※ 地域の地理的な状況及び農業概況を記載するとともに、担い手の状況及び新規就農の状況を記載する。

## 2 就農への支援の概況

項目	支援の内容
住居のあっせん	※ 就農希望者や新規就農者が利用できる住居をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記載し、用意されている物件の状態、場所がわかる資料を添付すること。
農地のあっせん	※ 新規就農者が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記載し、用意している農地の利用状況、場所等がわかる資料を添付すること。

## 3 新規就農の概況

### (1) 過去3年間の新規就農者の定着率

就農年度	前々前年度 (○年度)	前々年度 (○年度)	前年度 (○年度)	合計
新規就農者数 (経営体)				

※ 新規就農者数欄は上段に新規就農者数を、下段に ( ) 書きで事業実施年当初の定着率を記載する。

### (2) 事業実施年度から3年後の新規就農者の目標

就農年度	事業開始前 3年間の 合計	事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	合計
新規就農者数 (経営体)					

※ 合計欄については、上段に新規就農者の人数を、下段に ( ) 書きで増加率を記載する。

4 農山漁村における女性の登用に関する事項

事業実施主体（事業実施主体が協議会の場合は、構成員のいずれか）が第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記載してください。

組織名

取組計画の名称	目標数値

※1 協議会等で複数の組織が数値目標を設定していれば、全て記載する。

※2 取組計画の内容、目標数値がわかる資料を添付すること（抜粋可）。

事業内容及び計画

1 取り組む事業の種類

事業の種類	取組の有無
就農相談体制の整備	
先輩農業者等による技術面等のサポート	
研修農場の整備	
社会人向けの農業研修の実施	

※ 取り組む事業の種類全てに「○」を記載する。

2 事業の取組方針

全体方針

※1 本事業実施の必要性、関係機関との連携内容、本事業終了後の構想等を記載する。

※2 新規就農者サポート支援体制の構築に関する取組内容を記載する。

3 事業実施主体又は協議会の構成員

--

※ 市町村、□□農業公社、○○農業協同組合等を記載する。

※ 事業実施主体が協議会の場合は、構成員の役割についても記載する。

4 就農相談体制の整備計画（実績）（※取り組む場合のみ記載）

(1) 就農相談員の設置及び相談対応（必須）

ア 就農相談員の設置

就農相談員の氏名	役職及び位置付け

イ 新規就農に対する相談体制

※ 就農相談員の役割、相談対応の分担等を記載すること。

ウ 相談対応の方針

相談会の名称	開催場所	開催時期	開催（参加）回数

※ 相談会の開催、参加を行う場合記載する。  
※ 全国新規就農相談センター、都道府県との連携についても記載する。

(2) 新規就農サポート会議の開催（必須）

※ 会議の構成員、開催計画・内容を記載する。

(3) 就農準備のサポート（必須）

(ア) 農地のあっせん・確保

(イ) 農業機械等のあっせん・確保

(ウ) 就農計画の作成

(エ) 生活面のサポート

--

(4) 市町村就農相談カルテの記録（必須）

全国データベース及び市町村就農相談カルテの活用方針等
----------------------------

(5) 情報の収集及び発信（必須）

地域の新規就農支援及び生活支援に係る情報収集と情報発信の方針
--------------------------------

(6) 受入プログラムの作成

就農希望者、新規就農者の交流等の場の提供	開催時期
※ 交流会等を行う場合記載する。	
※ 既存のプログラムがある場合がその旨記載する。	

(7) 研修プログラムの作成

※ 既存のプログラムがある場合がその旨記載する。

(8) 農業就業体験及び現地見学会の開催

開催内容等		
名称	内容、対象者、人数 等	開催時期

(9) 就農後のスキルアップ支援

--

(10) 事業のスケジュール

月	取組内容
○月	
○月	
○月	
○月	
(参考) 既存の取組	
※ 事業内容のうち、既存の取組がある場合は、参考欄に既存の取組を記載する。	

5 先輩農業者等による技術面等のサポート (※取り組む場合のみ記載)

(1) 就農支援員

就農支援員の氏名	経営作物、経営規模及び先輩農業者等としての資質※

※ 資質については、就農支援員に選定した理由等を記載する。

(2) 技術等の指導・助言活動計画 (実績)

就農支援員の氏名	
担当する新規就農者の氏名	
技術指導・助言の方針	
年間計画 (月毎に記載)	

※1 活動計画は、就農支援員毎に作成する。

※2 実績報告の際には、別紙様式第3号別添2を添付すること。

(3) 研修会・講習会開催計画（実績）

月	研修会・講習会開催内容
○月	
○月	
○月	
○月	

6 研修農場の整備（※取り組む場合のみ記載）

(1) 研修計画（実績）

ア 研修農場設置場所等

所在地	面積・施設

※ 複数箇所設置する場合は、全て記載する。

イ 研修の目標及び内容

研修コース名		研修期間
		日間
開催時期	対象作物	対象人数
研修カリキュラム		
※ 実習、座学に分けて研修の内容を記載する。（実習及び座学それぞれの時間数も記載する。）		
※ 研修コースが複数ある場合は、研修コース毎に記載する。		

ウ 研修の計画（実績）

月	研修会・講習会開催内容
○月	
○月	
○月	

※ 研修コースが複数ある場合は、研修コース毎に記載する。

エ 研修修了生の、新規就農1年目の売上高

作目	売上高（千円）	備考

※ 備考には販売先など売上高の根拠を記載する。

(2) 研修農場整備計画（実績）

ア 施設・整備の必要性

--

イ 整備する施設・機械

No	整備内容 (施設、機械名等)	事業量 (規模、 台数等)	規模決定根拠	着工（契約） 予定年月日	竣工予定 年月日

※ 「規模決定根拠」の欄には根拠とした資料名等を記載する。

単位：円

No	事業費	負担区分			耐用 年数 (年)	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
	合計					

※ 「備考」欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には、「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

(3) 添付資料

配置図、設計図、仕様書及び工事見積書

7 社会人向けの農業研修の実施計画（実績）（※取り組む場合のみ記載）

※ 要綱第7の4の(1)のアに掲げる社会人と、(2)のウに掲げる他産業を離職した者等を分けて記載すること。

(1) 受講対象者（実際に受講した者）及び人数（実際に受講した人数）

--

(2) 実施期間（実際に実施した期間）

--

(3) 実施場所（実際に実施した場所）

名称	住所

※ 複数箇所で開催する場合は、全て記載する。

(4) 実施内容及び時間数（実際に実施した内容及び時間数）

研修コース名	対象作物	研修期間
		月

実施内容

※ 漏れなく記載する。

※ 実習及び座学ごとに時間数・実施形態等を記載する。

--

※ 研修コースが複数ある場合は、研修コースごとに記載する。

(5) 研修の計画（実績）

月	内容
〇月	
〇月	
〇月	

(6) 受講者に対するフォローアップ体制の概況（設置している場合のみ記載）

項目	支援内容
就農相談員	
先輩農業者等	

(7) 研修受講者へのアンケートによる研修効果等の把握

研修コース名	受講人数
	名
<p>アンケート結果</p> <p>注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。</p> <p>①研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合（必須） 〔4段階評価：大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない〕</p> <p>②研修を受講することにより、就農意欲が高まったと回答した者の割合（必須） 〔4段階評価：とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった〕</p> <p>③その他（事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定）</p>	

※ 研修コースが複数ある場合は、研修コースごとに記載する。

8 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

事業収支予算計画（実績）  
（サポート体制構築事業用）

## 経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する 経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考 (積算基礎等)
		国庫 補助 金 (A)	都道 府県 (B)	市町 村 (C)	その 他 (D)	
1 就農相談体制の整備						
2 先輩農業者等による技術面等のサポート						
3 研修農場の整備						
4 社会人向けの農業研修の実施						
合 計						

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してくださいすること。
- 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してくださいすること。
- 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してくださいすること。

就農支援員活動実績（就農支援員記載用）  
（サポート体制構築事業）

指導日誌

	指導内容	指導時間
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:

※ 上記内容が記載された指導日誌であれば、本様式に限らない。

就農支援員署名

---

新規就農者署名

---

就農支援員指導内容報告書（新規就農者記載用）  
（サポート体制構築事業）

新規就農者氏名

---

担当就農支援員氏名

---

就農支援員からの指導回数・頻度等	
就農支援員による指導内容	
就農支援員に期待すること	
その他  (サポート体制等において確認したい内容等)	

別記第2号様式（第2－2関係）

（記号）第 号  
年 月 日

（事業実施主体名） 様

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

〇〇年度北海道サポート体制構築事業実施計画の（変更の）承認について

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇で（変更の）申請のあった実施計画について、北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月9日付け技普第427号農政部長通知）第2－2に基づき、事業を実施するに当たり適当と認められるので、当該計画（の変更）を承認します。

（ 部 課 係 ）

番 号  
年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長） 様）

（事業実施主体名） 印

〇〇年度北海道サポート体制構築事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたのであります。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業費	うち国費	着手予定	完了予定	理由
			年 月 日	年 月 日	

注 事業費のうち国費欄については、事業計画の提出時の金額を記入すること。

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年 月 日

北海道知事 様  
 （ 総合振興局長（振興局長） 様）

事業実施主体名 印  
 （団体等名及び代表者氏名）

納税対応（予定）		該当項目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	一般事業者	
	（1）課税売上割合9.5%以上	
	（2）課税売上割合9.5%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	（ア）課税売上対応	
	（イ）共通売上対応	
	（ウ）非課税売上対応	
4	公共法人等で特定収入割合5%を	超える
		以下

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち（2）のイの（ウ）以外の者を除く。）すること。

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

別記第5号様式（第7-1関係）

（記号）第 号指令

（事業実施主体名）

年 月 日申請の北海道サポート体制構築事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	事業内容	金額	金額	
北海道サポート体制構築事業		円	円	年 月 日
合計				

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、新規就農者総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月9日付け技普第427号農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- （1）補助事業の内容の変更
- ア 事業内容の新設又は廃止
- イ 補助対象経費の30%を超える増又は補助金額の増
- ウ 補助対象経費又は補助金額の30%を超える減
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければな

りません。

- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができますが、あらかじめ、事務取扱要領別記第15号様式により、その理由、選定方法等を知事（総合振興局長（振興局長））に報告しなければなりません。
- 11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付要綱別記様式第2号により指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 12 補助事業に係る機械器具の導入が完了したときは、速やかに事務取扱要領別記第17号様式の機械導入完了報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。
- 13 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 14 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 15 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領別記第7号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 16 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認

を受けなければなりません。ただし、補助金の全部に相当する額を道に納付した場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）を経過した場合、又は補助事業を行うに当たって、当該財産を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、この限りではありません。

- 19 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 20 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産前項の財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 21 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 22 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 23 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 24 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 25 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 26 補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

- 注 1 農業機械等導入事業に該当しない場合においては、第12項を削除して使用すること。
- 2 納税対応状況申出書を提出した補助事業者が補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額を減額して申請した場合は、第14項及び第15項を削除すること。

（記号）第 号  
年 月 日

（事業実施主体名） 様

北海道知事  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 申請の北海道サポート体制構築事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

- 1 この補助金は、申請により概算払をしますので、補助金等概算払申請書を提出してください。
- 2 留意事項
  - （1）補助金の額の確定の審査に当たっては、事業実施に伴う経費の支払先に対し、支出負担行為担当者（（総合）振興局産業振興部農務課）が直接事実確認をする場合があります。
  - （2）補助金の支出に当たっては、出納機関（（総合）振興局総務課）が現地に出向いて実地に調査を行い、収支・契約関連書類や成果の確認をする場合があります。

（ 部 課 係 ）

注 概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載し、適宜変更して使用すること。

別記第6-2号様式（第7-3関係）

（記号）第 号  
年 月 日

（事業実施主体名） 様

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助金の不交付の決定について（通知）

年 月 日申請の北海道サポート体制構築事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

（ 部 課 係 ）

別記第7号様式（第7-2-(2)関係）

〇〇年度北海道サポート体制構築事業消費税仕入控除税額報告書

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長 (振興局長) 様)

(事業実施主体名) 印

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付決定を受けた北海道サポート体制構築事業について、北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領(令和4年6月9日付け技普第427号農政部長通知)第12の2の(2)の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(別紙1及び人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる書類

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

事業実施主体名

課税売上割合95%以上
-------------

個別対応方式
--------

一括比例配分方式
----------

課税売上割合	%
--------	---

区分	補助対象 経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率 ⑧	補助金に係る 消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

注2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

- (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
- (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤×(課税売上割合)]
- (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)



別記第8-2号様式（第8-2関係）

（記号）第 号指令

（事業実施主体名）

年 月 日申請の北海道サポート体制構築事業に係る計画の変更を承認し、  
年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更  
します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長））

- この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補 助 事業名	変 更 前			完了期限	変 更 後			
	補助対象経費		補助金 の 額		補助対象経費		補助金 の 額	
	事業内容	金額	金 額		事業内容	金額	金 額	
北海道サ ポート体 制構築事 業		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日
	合 計				合 計			

（ 部 課 係）

- 注1 この様式は、補助金の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
- 2 第2項の表示は、次によること。
- 補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
  - 変更の内容は、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。
- 3 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。



〇〇年度北海道サポート体制構築事業遂行状況報告書

(記号) 第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長 (振興局長) 様)

(事業実施主体名) 印

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた北海道サポート体制構築事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況 (第 四半期末現在)

事業内容	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに完了したものの		年 月 日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日 年 月 日

注1 「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 補助事業等執行遅延(不能)報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

3 添付書類については、根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。



別記第12-1号様式（第11-1、第14-4及び第19-2関係）

（記号）第 号達

（事業実施主体名）

年 月 日付け（記号）第 号指令による北海道サポート体制構築事業に係る補助金の交付の決定を次のとおり取り消します。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

（ 部 課 係）

注 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第12-2号様式（第11-1、第14-4及び第19-2関係）

（記号）第 号達

（事業実施主体名）

年 月 日付け（記号）第 号指令による北海道サポート体制構築事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係）

注1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

- 2 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12-3号様式（第11-1、第14-4及び第19-2関係）

（記号）第 号達

（事業実施主体名）

年 月 日付け（記号）第 号指令による北海道サポート体制構築事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補 助 事 業 名	変 更 前				変 更 後			
	補助対象経費		補助金 の 額	完了期限	補助対象経費		補助金 の 額	完了期限
	事業内容	金額	金 額		事業内容	金額	金 額	
北海道サ ポート体 制構築事 業		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日
	合 計				合 計			

（ 部 課 係 ）

注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

2 第3項の表示は、次によること。

(1) 補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。

(2) 変更の内容は、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。

3 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

4 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

（記号）第 号達

（事業実施主体名）

年 月 日付け（記号）第 号指令による北海道サポート体制構築事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 金 円の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 5 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前				変更後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	事業内容	金額	金額		事業内容	金額	金額	
北海道サポート体制構築事業		円	円	年 月 日		円	円	年 月 日
	合計				合計			

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
  - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
  - 4 第5項に関し、補助事業等の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、変更に応じ、交付決定の内容及び変更の内容を記載すること。
  - 5 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12-5号様式（第11-1-(2)関係）

（記号）第 号達

（事業実施主体名）

年 月 日付け（記号）第 号指令による北海道サポート体制構築事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

1 削除事項

（1）

（2）

2 追加事項

（1）

（2）

（ 部 課 係 ）

注 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

（記号）第 号  
年 月 日

（事業実施主体） 様

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助金の概算払について

年 月 日申請に基づき北海道サポート体制構築事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- |   |          |   |    |
|---|----------|---|----|
| 1 | 概算払をする時期 | 月 | 日頃 |
| 2 | 概算払をする額  | 金 | 円  |

（ 部 課 係）



別記第14-1号様式（第14-1関係）

（記号）第 号達

（事業実施主体名）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金にかかる北海道サポート体制構築事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

（ 部 課 係 ）

別記第14-2号様式（第14-2関係）

（記号）第 号達

（事業実施主体名）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金にかかる北海道サポート体制構築事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次によりその是正措置を講ずることを命じます。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長））

- 1 講ずべき是正措置は、次のとおりです。
  - （1）
  - （2）
- 2 是正措置は、年 月 日までに完了させること。
- 3 是正措置が完了したときは、直ちに、その旨を知事（総合振興局長（振興局長））に報告すること。
- 4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（ 部 課 係）

注 講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第14-3号様式（第14-3関係）

（記号）第 号達

（事業実施主体名）

年 月 日付け（記号）第  
の停止を解除します。

号達で命じた北海道サポート体制構築事業の遂行

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

（ 部 課 係 ）

（記号）第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長） 様）

（事業実施主体名） 印

〇〇年度北海道サポート体制構築事業の施行方法等について

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付の決定を受けた北海道サポート体制構築事業について、施行方法等を次のとおり報告します。

記

対象機械等名 対象設備等名	
施行方法	<input type="checkbox"/> 請負施行 <input type="checkbox"/> 代行施行
契約方式	<input type="checkbox"/> 指名競争入札による契約 <input type="checkbox"/> 随意契約  (入札又は契約予定年月日 年 月 日)
上記の契約方式を 選択した理由	(一般競争入札に付し難く、指名競争入札による契約 又は随意契約によらざるを得ない理由を記載する。)
指名競争入札にお ける指名基準	(指名基準、指名方法等について記載する。)

(施行方法、契約方式の欄は、該当する項目の□にチェックを入れること。)

（記号）第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長） 様）

（事業実施主体名） 印

〇〇年度北海道サポート体制構築事業入札結果報告・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

対象機械・設備等名の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名(契約業者名)		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
着手場所		

入札結果等の公表方法	
備考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月28日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札等に参加しようとする者に参考様式を例として申立書の提出を求め、これを添付すること。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

補助事業に係る機械導入等完了報告書

年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長） 様）

（事業実施主体名） 印

事業名 〇〇年度北海道サポート体制構築事業

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた上記事業に係る機械器具の導入が、年 月 日完了したので届け出ます。

記

1 機械器具・設備の導入状況

機械器具・設備の名称	
規格・型式等	
購入価格（円）	
購入年月日	
機械器具・設備の納入者	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

以上

注1 「年 月 日付け（記号）第 号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

2 機械器具の導入については、次によること。

- ・ 同一種類の機械を同時に数台導入した場合であっても、機械ごとにこの様式を作成し提出すること。
- ・ 「機械の納入者」欄には、事業実施主体に機械を売り渡した者を記載すること。
- ・ 「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、事業実施主体において確認又は検査を行った場合に記載すること。

補助事業等に係る建設工事完成検査調書

事業名 北海道サポート体制構築事業

工事目的物の名称

着工 年 月 日・完成 年 月 日

補助事業者名

事業実施主体名

上記の建設工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完成したことを認めます。

年 月 日

所 属  
検査員  
職氏名 印

注 検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の建設工事は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

（記号）第 号  
年 月 日

（事業実施主体） 様

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助金の額の確定について（通知）

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、北海道サポート体制構築事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

（ 部 課 係）

（記号）第 号達

（事業実施主体）

年 月 日付け（記号）第 号で通知した北海道サポート体制構築事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（ 部 課 係）

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

補助金交付状況報告書

事業名 北海道サポート体制構築事業

事業 年度	事業 実施 主体	総事業費 (補助対 象経費)	補助金 交付 決定額	補 助 指 令 年月日	補助金 の 支出額	補助金 支 出 年月日	実 績 報 告 年月日	補助金 の額の 確定額	確 定 年月日
		円 上段 計画  下段 実績	円  変更	  変更	円 概算 概算 精算 計			円	
		円 上段 計画  下段 実績	円  変更	  変更	円 概算 概算 精算 計			円	

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		北海道サポート体制構築事業					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容			工 期		経 費 の 配 分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容			
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総事業 費	負 担 区 分								
								国庫補 助金	都道 府県 費	市町 村費	その 他						
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

番号	名 称	規格・機種	数量	単位	取 得			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価	取得金額	年 月 日	耐用年数 年 月 日	処分制限 年 月 日	価格	処分の内容	年 月 日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

- 注1 1件の取得価格が50万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入するものとする。  
 2 処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。  
 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。  
 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。  
 6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記第23号様式（第21－1関係）

財 産 処 分 承 認 申 請 書

（記号）第 号  
年 月 日

北海道知事 様  
（ 総合振興局長（振興局長） 様）

（事業実施主体名） 印

〇〇年度北海道サポート体制構築事業補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領第26の1の規定に基づき、次のとおり処分したいので、承認されたく申請する。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分の方法（処分評価書又は見積価格を含む。）
- 3 処分財産の名称、型式、数量、耐用年数、取得年度、取得価格、補助金額及び補助率
- 4 現況の写真

（記号）第 号  
年 月 日

（事業実施主体） 様

北海道知事 印  
（ 総合振興局長（振興局長） ）

財産処分の承認〔不承認〕について（通知）

年 月 日申請の北海道サポート体制構築事業の財産処分については、承認します  
〔次の理由により承認しません〕。ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに別紙2「財産処分報告書」を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額のパーセントに相当する額を別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により道に納付すること。

（ 部 課 係）

- 注1 財産処分を承認する場合は、〔 〕書の箇所を削除すること。
- 2 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。
  - 3 財産処分を承認しない場合は、本文中「承認」及び「承認します」の箇所を〔 〕書によることとし、ただし書以降を削り、不承認の理由を記載すること。

財 産 処 分 報 告 書

年 月 日

北海道知事 様  
( 総合振興局長 (振興局長) 様)

(事業実施主体名) 印

年 月 日付け(記号)第 号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告します。

記

○ 財産の処分状況

物 件 名	処 分 方 法	金 額	処 分 年 月 日
		円	

注 処分に係る契約書の写しを添付すること。

〇〇年度北海道サポート体制構築事業実施状況報告書（事業実施後〇年目）

番 号  
年 月 日

北海道知事 殿

（事業実施主体名）  
（代表者名）

北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月9日付け技普第427号）の第23の1の規定に基づき、下記のとおり事業実施報告を提出する。

記

1 実施した事業の概要

取組	取組の内容
就農相談体制の整備	
先輩農業者等による技術面等のサポート	
研修農場の整備	
社会人向けの農業研修の実施	

※ 取り組んだ事業について記載する。

2 成果目標達成状況

単位：人

就農年度		事業実施	事業実施	事業実施	合計
		1年後 (〇年度)	2年後 (〇年度)	3年後 (〇年度)	
新規就農者数 (経営体)	目標				
	実績				

※ 目標は、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。

3 目標の達成に向けた課題と対応

--

4 成果目標の達成状況についての自己評価（目標年度のみ記載）

--

※ 目標の達成状況、得られた効果及び課題などを**記入**記載する。

5 研修農場の状況（目標年度のみ記載）

研修農場の整備に係る支援を行った場合は記載すること

事業実施からこれまでの研修人数(経営体)		就農者の就農1年目の平均売上高(円)	(参考)計画時の目標 平均売上高(円)
	うち就農者(経営体)		

〇〇年度北海道サポート体制構築事業成果報告書

番 号  
年 月 日

北海道知事 殿

（事業実施主体名）  
（代表者名）

北海道サポート体制構築事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月9日付け技普第427号）の第24の4の規定に基づき、下記のとおり事業成果報告を提出する。

記

調査結果報告（令和〇年度受講生・研修コース名）

1 研修修了生の進路等

	事業実施年後 (令和〇年度)	事業実施1年後 (令和〇年度末)	事業実施2年後 (令和〇年度末)	事業実施3年後 (令和〇年度末)	備考
研修修了者数 (A)		名	名	名	
Aのうち、新規就農者数 (B)		名 (=B)/(A) %	名 (=B)/(A) %	名 (=B)/(A) %	
Aのうち、今後の就農の意向がある人数 (C)		名 (=C)/(A) %	名 (=C)/(A) %	名 (=C)/(A) %	
Cのうち、就農に向けた研修を受講している人数 (D)		名 (=D)/(A) %	名 (=D)/(A) %	名 (=D)/(A) %	
Aのうち、今後の就農の意向が無い人数 (E)		名 (=E)/(A) %	名 (=E)/(A) %	名 (=E)/(A) %	

(注) 1 事業終了年度の翌年度から3年間を調査対象期間とし、調査時点は調査対象年度末とする。（例：令和5年度受講生は令和6年度末（令和7年3月31日）、令和7年度末、令和8年度末の3回調査を実施する。

2 割合は小数点以下第2位切り捨て。

3 単年度に複数コースを開催する場合や複数年度開講する場合は、上記の表をコース・年度毎に追加する。

2 研修修了生の属性等

(1) Aのうち、新規就農者 (B)

	年齢	性別	居住地 (研修開始時)	研修開始時に従事していた他産業及び就業形態	居住地 (現在)	就農場所	就農時期	就農形態	就農した理由	作目
例	43歳	男	東京都千代田区	IT関係業（正社員） ※離職済の場合でも開始時に従事してい	●●県〇市△ △村××地域	※主たる農地の所在	2024年4月	雇用就農/ 自営就農	~~~~ ~~~~ ~~~~	野菜

				た産業を記載		地等を記載			~~~~~ ~~~~~ 。	
1										
2										
3										
4										

(2) Aのうち、今後の就農の意向がある者 (C) ※ (3) に該当する者を除く。

	年齢	性別	居住地 (研修開始時)	研修開始時に従事 していた他産業 及び就業形態	居住地 (現在)	就農予定・希望 時期	就農予定形 態	就農を希 望する理 由	予定 作目
1									
2									
3									
4									

(3) Cのうち、就農に向けた研修を受講している者 (D)

	年齢	性別	居住地 (研修開始時)	研修開始時に従事 していた他産業 及び就業形態	居住地 (現在)	研修 場所	就農準 備資金 の活用 の有無	就農予 定・希 望時期	就農 予定 形態	就農を 希望す る理由	予定 作目
1											
2											
3											
4											

(4) Aのうち、今後の就農の意向が無い者 (E)

	年齢	性別	居住地 (研修開始時)	研修開始時に従事 していた他産業 及び就業形態	居住地 (現在)	就農を断念した理由
1						
2						
3						
4						

(注) 単年度に複数コースを開催する場合や複数年度開講する場合は、上記の表をコース・年度毎に追加する。